

令和4年8月23日

報道機関各社 御中

連 絡 先
課係名（施設名） 地域福祉課 電話番号 53-4089

1. 発表事項 エンディングサポート相談窓口の開設について

2. 目的 亡くなった後の手続きは、これまでは残されたご家族が行うことが一般的でありましたが、少子高齢化、核家族化が進む中、身寄りがなかったり、家族・親戚はいても疎遠であったりするなどして、一人暮らしで身寄りのない高齢の方の中には、ご自身が亡くなった場合の死後の手続きに不安を抱えている方が増えています。
その不安を解決するために、もめんノートに続くサポート事業として、「エンディングサポート相談窓口」を開設します。

3. 受付日時 令和4年9月1日（木）より
8時30分～17時15分 ※土日祝日・年末年始を除く

開設式 令和4年9月1日（木） 10時～

4. 場所 松阪市役所1階 地域福祉課 窓口⑨-1

5. 内容 ①相談対応
ひとり暮らしで身寄りがいない高齢の方を対象に、自身の死後事務（亡くなった後の事務的手続き）に不安のある方について、エンディングの準備をお元気なうちに整えられるよう、相談対応します。

②松阪市エンディングサポート協力事業者等の情報提供
希望する相談者に対し、市が情報収集した協力事業者等の情報提供を行う。

③死後事務委任契約に向けての支援
ひとり暮らしで経済的に困窮し、身寄りがいない高齢者を対象に、市が情報提供した協力事業者等と死後事務委任契約を締結した場合、費用の一部を補助する。
・補助金額：1人当たり 上限50,000円
・補助対象者：次のいずれにも該当する方
（1）市内に住民登録を有する70歳以上の単身世帯で、頼れる身寄りがいない方
（2）市民税非課税世帯で、次の要件に該当する方
収入要件：年間収入150万円以下
資産要件：預貯金等の額が350万円以下